

関西いなば会 会則

(名 称)

第1条 本会は、関西いなば会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、大阪市北区梅田1-1大阪駅前第3ビル22階 鳥取市関西事務所内に置く。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦と、故郷への貢献に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、目的達成のため、次の事業を実施する。

- (1) 会員相互の親睦を図るため例会（懇親会）を開催する。
- (2) 必要に応じ名簿を作成する。
- (3) その他必要と認めた事業。

(会 員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める目的に賛同する以下の者をもって組織する。

- (1) 正会員は、鳥取市を中心とした因幡地区の出身者または関係者、支援者とする。
- (2) 賛助会員は、本会の活動を賛助する法人及び団体とする。

(入 会)

第6条 本会に入会希望をする者は、入会申込書に必要事項を記入し、事務局に提出する。

(会 費)

第7条 年会費は正会員1,000円、賛助会員10,000円とし、年度途中の入会者も同様とする。
年度途中の退会者については、既納の会費は返却しない。

2 例会その他の事業においては、その都度臨時会費を徴収する。

(会員資格の消滅)

第8条 次に該当する事項が発生したときは、会員の資格は消滅する。

- (1) 会員が死亡したとき。
- (2) 本人より退会の申し入れがあったとき、又は会費を3年以上納入しないとき。
- (3) 本会の名誉を傷つける行為を行ったとき。
- (4) 転居等により、本人が所在不明であることが判明したとき。

(役 員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名
- (6) 相談役 若干名
- (7) 顧問 若干名

(役員を選出)

第10条 役員を選出は次の様に選出され、総会において報告する。

- (1) 幹事は、会員相互の互選とする。
- (2) 会長・副会長・監事は幹事会の互選とし、総会の承認を得る。
- (3) 会計は事務局が担当する。
- (4) 顧問は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次の通りとし、それぞれの仕事を全うする。

- (1) 会長は会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長支障の場合その職務を代行し、幹事会、行事(催事)を担当する。
- (3) 幹事は会務の円滑な推進を図るように努める。
- (4) 会計は出納をつかさどる。
- (5) 監事は会計及び会の運営を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。役員中欠員が生じたときはこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第13条 本会の会議は総会、幹事会とする。

- 2 総会は、定例総会と臨時総会とする。
- 3 定例総会は原則として毎年4月の開催とし、臨時総会は会長、及び幹事会が必要と認めたとき開催する。
- 4 幹事会は必要に応じ、随時開催する。

(会計年度と会計報告)

第14条 本会の事業年度は毎年1月1日に始まり、その年の12月末日に終わる。この期間の会計報告は、総会において報告し、承認を得なければならない。

(細 目)

第15条 本会則に定めるほか、会の運営に必要な事項は幹事会においてこれを定める。

附則

本会則は、平成24年6月29日から施行する。

平成26年4月5日 第14条を改正する。

平成29年4月15日 第9、10、11、13の各条を改正する。